

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第16号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1課に置く課長（水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。）、副室長、お客さまサービス推進室及び経営戦略室の庶務を担当する課長、所長（水質管理センター所長、水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。）並びに場長の項に次の1号を加える。

(18) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による駐車許可（以下「駐車許可」という。）に関する事（総合庁舎においては、監理課長から割り当てられた区画に限る。）。

別表第2料金課長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項第8号中「前6号」を「前各号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号から同項第11号までを1号ずつ繰り上げ、同表営業所長の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号を削り、同表監理課長の項第6号中「本庁舎における駐車許可」を「総合庁舎における駐車区画の割り当て等」に改め、同表水質管理センターの課長の項を削り、同表浄水場長の項中第3号を削り、同表疏水事務所長の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同表施設管理事務所長の項中第2号を削り、同表水道管路建設事務所長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同表下水道管路管理センター所長の項第7号を削り、同表みなみ下水道管路管理センター担当課長の項第13号中「所属職員の」を削り、同表ポンプ施設事務所長の項中第3号を削り、同表下水道建設事務所長の項中第2号を削り、同表水環境保全センター所長（鳥羽水環境保全センター所長を除く。）の項中第3号を削る。

附 則

この規程は、令和4年5月6日から施行する。ただし、別表第2料金課長の項及び営業所長の項（第10号を削る部分を除く。）の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）